

## 議案第38号

甲府市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例制定について  
甲府市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日提出

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

甲府市地方卸売市場業務条例（平成22年12月条例第53号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5条」を「第5条の2」に、「第57条」を「第57条の2」に、「卸売の業務に関する品質管理」を「業務に関する品質管理」に改める。

第1条中「及び山梨県卸売市場条例（昭和46年山梨県条例第46号。以下「県条例」という。）」を削る。

第2条の見出し中「、位置及び面積」を「及び位置」に改め、同条中「、位置及び面積」を「及び位置」に改め、「面積 106,389平方メートル」を削る。

第5条第2項中「卸売業者（法第58条第1項の規定により山梨県知事の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）の行う」を削る。

第1章中第5条の次に次の1条を加える。

（開設者による差別的取扱いの禁止）

第5条の2 市長は、市場の業務の運営に関し、出荷者、卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対し不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第6条中「卸売業者」を「卸売業者（次条第1項の規定により市長の許可を受けて卸売の業務（卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務をいう。）を行う者をいう。以下同じ。）」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

(卸売業務の許可)

第6条の2 卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、取扱品目の部類ごとに行う。

3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 法人でないものであるとき。

(2) 法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないとき。

(3) 第11条の2第1項若しくは第2項又は第69条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しないとき。

(4) 業務を執行する役員が次のいずれかに該当するとき。

ア 破産者で復権を得ないものであるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

ウ 第11条の2第1項若しくは第2項又は第69条第1項の規定により許可の取消しを受けた法人のその取消しを受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者で、その取消しの日から起算して3年を経過しないものであるとき。

エ 甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であるとき。

(5) 卸売業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有する者でないと認めるとき。

(6) 市場の仲卸業者であるとき。

(7) その許可をすることによって卸売業者の数が前条の最高限度を超えることとなるとき。

第7条第1項中「山梨県知事から卸売の業務」を「市長から前条第1項」に改める。

第8条第2項及び第3項並びに第9条第3項を削る。

第11条の次に次の4条を加える。

(卸売業務の許可の取消し)

第11条の2 市長は、卸売業者が第6条の2第4項第2号、第4号若しくは第6号のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由なく、第6条の2第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、第7条第1項の保証金を預託しないとき、又は卸売の業務を開始しないとき。

(2) 正当な理由なく、引き続き1月以上卸売の業務を休止したとき。

(3) 正当な理由なく、卸売の業務を遂行しないとき。

3 前項の規定により許可の取消しをしようとするときは、当該取消しの相手方に対し、取消しの原因となった理由を通知するとともに、その者に意見を陳述する機会を与えなければならない。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第11条の3 卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者である法人の合併の場合（卸売業者である法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより認可

申請書を市長に提出しなければならない。

4 第6条の2第4項の規定は第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項の許可」とあるのは「第11条の3第1項又は第2項の認可」と、「同項の許可」とあるのは「同条第1項又は第2項の認可」と読み替えるものとする。

5 第1項又は第2項の規定による卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割による地位の承継については、譲渡人又は合併若しくは分割前の法人が第59条第1項の規定により使用指定を受けていた市場施設の使用が認められたものと解してはならない。

(名称変更等の届出)

第11条の4 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 卸売の業務を開始し、休止し、若しくは再開し、又は廃止したとき。
- (2) 定款、資本金又は出資金の額及び役員を変更したとき。

2 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人は、規則で定めるところにより遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告書の提出等)

第11条の5 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎事業年度の末日現在において作成した事業報告書をその日から起算して90日以内に、市長に提出しなければならない。

第12条を次のように改める。

(せり人の資格、届出等)

第12条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、せりを行うのに必要な経験及び能力を有する者であって、次の各号に該当しないものでなければならない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの
- (3) 仲卸業者若しくは買受人又はこれらの者の役員若しくは使用人である者

2 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

第14条第4項第6号中「及び前号」を「、第5号及び第6号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 暴力団員等であるとき。

第14条第4項に次の1号を加える。

(8) その許可をすることによって仲卸業者の数が前条の最高限度を超えることとなるとき。

第16条第2項中「第8条第2項及び第3項並びに」を削る。

第17条第1項中「若しくは第6号」を「、第6号若しくは第7号」に、「仲卸しの」を「その」に改め、同条第2項第1号中「の通知」を削る。

第20条第1項中「遅滞なく」を「規則で定めるところにより遅滞なく」に改め、同項第3号中「資本金」を「定款、資本金」に改め、同条第2項中「遅滞なく」を「規則で定めるところにより遅滞なく」に改める。

第22条第4項に次の1号を加える。

(5) 暴力団員等であるとき。

第23条第1項及び第2項中「遅滞なく」を「規則で定めるところにより遅滞なく」に改める。

第24条中「若しくは第3号」を「、第3号若しくは第5号」に改める。

第25条第4項に次の1号を加える。

(3) 暴力団員等であるとき。

第26条第3号中「前条第4項第1号」の次に「又は第3号」を加える。

第28条に次の1号を加える。

(6) 暴力団員等であるとき。

第30条第2項中「第8条第2項及び第3項並びに」を削る。

第31条第1項中「若しくは第5号」を「、第5号若しくは第6号」に改める。

第37条第1項中「法第58条第1項の許可に係る」を「第3条に規定する」に改める。

第38条を次のように改める。

(卸売業者による差別的取扱いの禁止等)

第38条 卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、市場における卸売のための委託の申込みがあった場合には、その品質に問題がある等、正当な理由がなければその引受けを拒んではならない。

第40条及び第41条を次のように改める。

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受け)

第40条 卸売業者(その役員及び使用人を含む。)は、卸売の相手方としての買受けについては、仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないようにしなければならない。

第41条 削除

第42条第2項中「県条例第14条の規定による」を「規則で定めるところにより、市長に」に改める。

第48条の次に次の1条を加える。

(卸売業者による売買取引の条件の公表)

第48条の2 卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額

第49条の見出しを「(売買取引の結果等の公表)」に改め、同条第1項及び第2項中「報告」を「報告するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額(第48条の2第4号及び第6号の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係る

ものに限る。)をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第50条第1項中「掲示」を「掲示するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表」に改め、同条第2項中「卸売価格を」を「卸売価格をインターネットの利用その他の適切な方法により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定管理者は、売買取引の方法及び決済の方法について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

第3章中第57条の次に次の1条を加える。

(決済の方法)

第57条の2 市場における売買取引の決済は、第51条から前条までに定めるもののほか、取引参加者当事者間で決定した支払方法により、取引参加者当事者間で決定した支払期日までに行わなければならない。

第4章を次のように改める。

第4章 業務に関する品質管理

(物品の品質管理)

第58条 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他食品安全に関する法令に即した方法により、品質管理を行わなければならない。

第59条第3項中「30日」を「1月」に改める。

第65条第1項中「使用者」の次に「及び取引参加者」を、「使用料」の次に「及び手数料」を加え、同条第6項中「使用料」の次に「及び手数料」を加える。

第69条第1項中「科し」の次に「、第6条の2第1項の許可を取り消し」を加える。

第75条第2項を次のように改める。

2 市場取引委員会は、この条例に規定する開場の期日及び時間、卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法に関する事項、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法、卸売の業務を行う者に関する事項、買受人等関係事業者に関する事項、市場内の秩序の保持及び衛生に関する事項の変更に関し、及び市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、市長に意見を述べることができる。

第84条第1項中「市場に」を「取引参加者及び市場に」に改め、同条第2項中「市場入場者に対し」を「取引参加者及び市場入場者に対し、取引の制限」に改める。

別表中

「

指定駐車場料金	1区画につき 3,000円
---------	---------------

を

「

指定駐車場料金	1区画につき 3,000円
記章の交付に係る手数料	1件につき 1,000円

に

改める。

附 則

この条例は、令和2年6月21日から施行する。

提案理由

卸売市場法の一部改正に伴い、卸売業務の許可等を行うとともに、売買取引の方法の公表等に関する事項を定めるについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。